

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年4月21日 18時00分ごろ
発生場所	鹿児島県伊仙町面縄港 喜念埼灯台から真方位241° 1.1海里付近 (概位 北緯27°39.6′ 東経128°58.0′)
事故の概要	ヨットDawn 暁 は、航行中、浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年5月8日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット Dawn 暁、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	260-34625高知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	センターボード根元に破口、舵板に欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約6～7m/s、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：18時52分ごろ
事故の経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、面縄港に寄港する目的で東進中、同港に入港しようと目視で左舵を取って航行したところ、浅礁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船底に浸水があったが、鹿児島県徳之島では修理を行う施設がなく、ビルジポンプで排水しながら船長が手配したタグボートにより沖縄県宜野湾市所在のマリーナにえい航された。</p> <p>本船の喫水は、センターボード下端まで約1.6mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、浅礁があることを知っていたものの、GPSプロッターを確認していなかった。</p>
分析	本船は、東進中、船長が、GPSプロッターを使用した船位の確認を行っておらず、目視で左舵を取って航行したことから、浅礁に向かっていることに気付かず、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、東進中、船長が、GPSプロッターを使用した船位の確認を行っておらず、目視で左舵を取って航行したため、浅礁に向かっていることに気付かず、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GPSプロッター等を活用して船位の確認を行うこと。</li> </ul>